

特集「マルチメディア社会をめぐる法律問題—知的財産権を中心として—」の編集にあたって

工藤 育男†

本特集では、著作権問題を中心に知的財産権の問題について解説を行う。著作権という考え方は、今から、百数十年前に生まれた考え方であり、ソフトウェアを著作権で保護するようになってから、まだ、十数年しかたっていない。だが、技術の進歩（特にインターネットの発展）とともに、新たな著作権問題が起きている。著作権の問題は、DATの例でもお分かりのように、新しいメディアの普及の阻害要因にもなりかねない。時代に則した著作権処理機構が望まれている。また、デジタル化権*など新しい考え方も生まれ、知的財産権自体が大きく変わろうとしている。本特集は、技術の発展と結びつけながら、知的財産権の問題を体系的に捉えるものである。

第1編「マルチメディアと知的財産権」では、知的財産権の考え方が生まれてきた歴史的背景、および、社会的状況を含めて解説する。また、知的財産に関する法律についても体系的に整理し、知的財産権の決められた経緯について概観する。

第2編から第4編までは、知的財産権の問題をソフトウェア、データベース、ネットワークの観点から眺める。第2編「ソフトウェアをめぐる法律問題」では、著作権法を中心にして、ソフトウェアの法的保護の問題を概説し、最近のソフトウェアの法的保護をめぐる検討課題を紹介する。

ネットワークの整備にともなって、データベースの利用形態が多様化し、著作権の問題はさらに複雑になっている。第3編「データベースの保護をめぐる法律問題」では、情報を提供する側と利用する側の双方の視点に立ち問題点を整理し、現在進行中の議論の内容を紹介する。

インターネットの急速な発展により、データベースへのアクセスやソフトの利便性が増している一方で、知的財産権を侵害する行為も多数報告さ

れるようになってきた。本人に罪の意識がなくても、他人の権利を侵害することもある。第4編「ネットワークをめぐる法的課題」では、通信ネットワークがもたらした法的課題について、米国での判例を中心に解説する。

第5編から第7編に関しては、これからの時代にあった知的財産権について考える。マルチメディア社会では文字、音声、画像などの情報がデジタル化され、複製、加工、保存が行えるようになる。従来の著作権にない概念が必要となってきた。たとえば、1) 著作者の複数化、2) デジタル化権、3) 著作者人格権の空洞化、4) 使用条件の不安定化、5) 私的使用の曖昧化など。第5編「マルチメディア情報の開発・利用と著作権」では、技術者サイドからの現状と法的課題、および、対策について言及する。第6編「マルチメディアと知的財産ルール」では、知的成果に関する権利者の利益を損なわず、しかも、文化の発展に資する知的財産ルールを法律家の立場から探る。第7編「超流通：知的財産権処理のための電子技術」では、技術の側からの著作権問題解決のための方法として、著作権集中処理機構を提案する。その具体例について紹介する。

この特集では、技術革新がもたらした知的財産権に関する課題、および、法律関係者で検討されている議論について知ることができる。法規の説明については、必要最低限にとどめ、有名な判例を紹介する程度にした。なお、この特集号を読み、知的財産権の問題に興味を抱いていただければ幸いである。

最後に、著者の方々には専門以外の一般読者にも読んでいただけるように、できる限り分かりやすい原稿をお願いした。ご多忙中にもかかわらず、執筆していただいた著者の方々、読者、編集関係各位に深く感謝いたします。

(平成7年10月3日)

† (株)テキサスインスツルメンツ筑波研究開発センター

* 情報をデジタル化する権利をいう。ビルゲーツ(マイクロソフト会長)は、美術館のデジタル化権を購入し、ニュービジネスに結び付けようとしている。